



発行 新潟県

第17号

平成30年3月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 187 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 188 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 189 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設登録（生活衛生課）
- 190 種畜証明書の有効期限の延長をした旨の通報（畜産課）
- 191 保安林の指定解除（治山課）
- 192 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 193 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 194 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 195 換地処分（農地整備課）
- 196 非農用区域内に換地を定める土地の指定（農地整備課）
- 197 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 198 道路の区域変更（道路管理課）
- 199 道路の供用開始（道路管理課）
- 200 道路の区域変更（道路管理課）
- 201 道路の供用開始（道路管理課）
- 202 道路の区域変更（道路管理課）
- 203 道路の供用開始（道路管理課）
- 204 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 205 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 206 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 平成30年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 平成30年度技能検定（随時3級、基礎級）の実施（職業能力開発課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会告示

- 4 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）

告 示

◎新潟県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社スワロー	柏崎市上田尻948-1	居宅介護支援事業所 ももの木	刈羽郡刈羽村大字刈羽1365番地2	居宅介護支援	H30. 2. 1
医療法人社団 萌気会	南魚沼市浦佐330-5	萌気園通所介護 ほのぼの	南魚沼市浦佐330-7	通所介護	H29. 11. 27
医療法人社団 萌気会	南魚沼市浦佐330-5	萌気園通所介護 ほのぼの	南魚沼市浦佐330-7	介護予防通所介護	H29. 11. 27
株式会社やさしい手	東京都目黒区大橋2-24-3	やさしい手上越巡回訪問介護事業所	上越市木田1-1-15	訪問介護	H29. 6. 1
株式会社やさしい手	東京都目黒区大橋2-24-3	やさしい手上越定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所	上越市木田1-1-15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	H29. 6. 1

◎新潟県告示第188号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
さくらメディカル株式会社 訪問入浴介護事業所	上越市大字鴨島11番地1	所在地	上越市今池94-3	上越市大字鴨島11番地1	H27. 11. 14

◎新潟県告示第189号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第15条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 登録施設の名称
新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科フードコース
- 所在地
新潟県胎内市平根台2416番地
- 登録年月日

平成30年2月19日

◎新潟県告示第190号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく平成30年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報があった。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年3月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県魚沼市四日町字杉山1697の1、1702の1、1702の2（次の図に示す部分に限る。）、1702の4
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐度市の国仲西部土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年3月2日

新潟県佐度地域振興局長

- 1 就任

理事	佐渡市泉丙126		市橋 悦男 (理事長)
	〃 〃 八幡1324		松塚 重樹
	〃 〃 山田16-1		五十立 秀男
	〃 〃 泉丙699		矢辺 政広
	〃 〃 二宮310-1		池田 宏
	〃 〃 真光寺149		小山 洋一
	〃 〃 上長木466		長嶋 正芳
	〃 〃 山田683		野田 正行
監事	〃 石田124-1		渡部 晃
	〃 〃 山田609		高野 庄嗣

就任年月日 平成30年2月19日
- 2 退任

理事	佐渡市真光寺416		藤井 幸夫 (理事長)
	〃 〃 泉乙670		斎藤 晴実
	〃 〃 二宮419-3		多田 勝吉
	〃 〃 八幡1513		本間 正克
	〃 〃 青野136		加藤 広一
	〃 〃 石田285		名畑 毅
	〃 〃 下長木486-1		関口 修司
	〃 〃 山田609		高野 庄嗣
監事	〃 泉乙67		高橋 藤夫

〃 〃 市野沢294-1
退任年月日 平成30年2月18日

齊藤 久司

◎新潟県告示第193号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営岡野町地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良性業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年3月5日から平成30年4月2日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び清里区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良性業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良性業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良性業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第194号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営今池地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良性業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年3月5日から平成30年4月2日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良性業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良性業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良性業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良性業計画の策定を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業上達地区に係る換地処分をした。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業松浦地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
新発田市	八幡	上野	245	畑	155
同	同	同	246	同	62
同	同	同	1713-1	同	148
同	同	同	1715-1	同	112
同	同	真栗沢	1677	同	155
同	同	同	1678	同	274
同	同	同	1679-1	同	300
同	同	片曲り松	273	田	793
同	同	舘ノ前	961-2	畑	542
同	同	野中	1411-3	原野	46

◎新潟県告示第197号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 芋鞆、穴沢、田小屋、平野又の各一部

2 認証年月日

平成30年2月20日

◎新潟県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒俣越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
岩船郡関川村大字上関106番4から	新	5.5～17.5メートル	116.5メートル
同郡同村大字上関71番2まで	旧	5.5～13.5メートル	116.5メートル

◎新潟県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 黒俣越後下関停車場線
- 2 供用開始の区間
岩船郡関川村大字上関106番4から同郡同村大字上関71番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月2日

◎新潟県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高根村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市十川字塚の前28番1から	新	13.0～28.0メートル	200.1メートル
同市あけぼの字漆林1434番2まで	旧	12.8～26.8メートル	204.3メートル

備考 路線の重用

一部区間県道鶴岡村上線と重用

◎新潟県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 高根村上線
- 2 供用開始の区間
村上市十川字塚の前28番1から同市あけぼの字漆林1434番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月2日

◎新潟県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市古渡路字鍛冶作1620番から	新	13.5～42.0メートル	178.7メートル
同市あけぼの字漆林1434番28まで	旧	13.5～27.0メートル	187.7メートル

◎新潟県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間
村上市古渡路字鍛冶作1620番から同市あけぼの字漆林1434番28まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月2日

◎新潟県告示第204号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 河川の名称
二級河川古川水系古川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年3月2日
- 3 廃川敷地等の位置
 - ① 糸魚川市大字鬼伏字才ノ神5319番2地先から字向川原338地先まで（古川左岸）
 - ② 糸魚川市大字鬼伏字浜田4480番4地先から字下浜田356番1地先まで（古川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,136.16平方メートル

◎新潟県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 加茂都市計画下水道
名称 田上町公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画下水道
名称 新潟市北部公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

公 告

予算の公表について（公告）

平成30年2月22日新潟県議会において議決された平成29年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成29年度新潟県一般会計補正予算

平成29年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,244,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,322,656,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	千円 245,100,000	千円 1,040,000	千円 246,140,000	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	4,682,566 1,414,079 3,268,487	3,224,357 1,178,219 2,046,138	7,906,923 2,592,298 5,314,625	
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金	152,593,560 29,807,647 119,295,837	20,471,234 66,307 20,404,927	173,064,794 29,873,954 139,700,764	
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入 第6項 収益事業収入	158,021,026 9,574,220 3,591,024	40,283 40,000 283	158,061,309 9,614,220 3,591,307	
第14款 県債	第1項 県債	288,323,000 288,323,000	21,469,000 21,469,000	309,792,000 309,792,000	
歳 入	合 計	1,276,411,871	46,244,874	1,322,656,745	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	千円 7,818,181	千円 30,000	千円 7,848,181
		3,106,332	30,000	3,136,332
第6款 産業費	第2項 産業振興費	134,699,614	99,900	134,799,514
		1,835,512	99,900	1,935,412
第7款 農林水産業費	第1項 農業経務費 第2項 地域農政推進費 第3項 農産園芸費 第7項 水産業費 第8項 林業費 第10項 農地整備費 第11項 農地計画費	86,409,983	23,527,417	109,937,400
		4,177,346	40,000	4,217,346
		9,432,071	619,879	10,051,950
		1,672,819	5,000	1,677,819
		3,833,327	114,000	3,947,327
		14,715,929	1,376,487	16,092,416
		39,995,363	21,272,590	61,267,953
		1,595,349	99,461	1,694,810
		154,073,339	21,093,506	175,166,845
		62,823,446	8,035,920	70,859,366
		25,939,055	6,448,440	32,387,495
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費 第3項 河川海岸費 第4項 砂防費 第5項 都市計画費	15,584,610	5,382,609	20,967,219
		6,467,031	126,518	6,593,549

第10款	教育費	築港 築湾	17,678,881 9,634,921	74,719 1,025,300	17,753,600 10,660,221
第11款	災害復旧費	教育総務 高等学校 特別支援学校	185,136,583 9,580,804 51,158,076 17,298,695	962,545 1,182 751,680 209,683	186,099,128 9,581,986 51,909,756 17,508,378
		第1項 農林水産施設災害復旧費 第2項 土木施設災害復旧費	18,734,444 5,322,370 13,369,437	531,506 132,007 399,499	19,265,950 5,454,377 13,768,936
	歳出	合計	1,276,411,871	46,244,874	1,322,656,745

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	額
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	原子力防災対策費	30,000	千円
		技術支援センター等備品整備費	99,900	
第6款 産業費	第2項 産業振興費	地域ニーズ先端技術開発費	40,000	
		経営構造対策事業助成費	619,879	
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	県営水産生産基盤整備事業費	20,000	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	70,000	
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	24,000	
		林道開設事業費	100,180	
		民有林造林奨励補助金	54,509	
第8款 林業費	第2項 地域農業推進費	林業・木材産業構造改革事業助成費	549,798	
		復旧治山事業費	576,450	
		奥地保安林保全緊急対策事業費	58,800	

第10項 農地基礎整備費	地すべり防止事業費	36,750
	県営かんがい排水事業費	873,278
	県営農地防災排水事業費	320,741
	県営灌漑水防除事業費	1,496,000
	県営地すべり対策農地事業費	1,365,346
	県営ため池等整備事業費	1,347,102
	県営地盤沈下対策農地事業費	725,000
	県営中山間地域総合農地防災事業費	630,000
	国営附帯県営農地防災事業費	170,000
	県営特定農業用管水路等特別対策事業費	196,819
	県営経営体育成基盤整備事業費	12,827,843
	県営中山間地域対策事業費	871,000
	地域農業水利施設ストックマネジメント費 専業助成	13,750
団体営里地棚田保全整備事業助成費	30,000	

第8款 土木費	第11項 農地設計画費	団体管中山間地域所得向上支援事業助成費	84,631
		地籍調査事業費	99,461
	第2項 道路橋りょう費	道路改良築費	381,412
		災害防除施設費	662,177
	第3項 河川海岸費	災害関連道路費	207,536
		道路改善費	26,000
	第3項 河川海岸費	橋りょう補修費(県単)	2,448,000
		防災・防雪施設補修費	26,000
		緊急地方道路整備費	1,317,795
		緊急地方道路整備費(街路)	567,000
		河川管理施設機能確保事業費	357,700
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	348,900
		広域河川改修費	4,088,700
	河川総合流域防災対策整備費	430,500	

第10款 教 育 費	第4項 砂 防 費	通 常 砂 防 費	1,748,240
		火 山 砂 防 費	20,800
		砂 防 総 合 流 域 防 災 対 策 整 備 費	855,920
		地 寸 べ り 対 策 費	1,224,080
	第5項 都 市 計 画 費	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 費	725,920
		公 園 整 備 費	126,518
		既 設 公 営 住 宅 改 善 費	74,719
	第9項 港 湾 費	港 湾 改 修 費	676,000
		港 湾 施 設 改 良 統 合 補 助 事 業 費	226,800
		港 湾 海 岸 保 全 費	122,500
第1項 教 育 総 務 費	県 立 学 校 整 備 関 係 費	1,182	
	第3項 高 等 学 校 費	751,680	
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	実 習 船 代 船 建 造 費	88,197
		特 別 支 援 学 校 大 規 模 ・ 耐 震 改 修 費 (県 単)	9,801

		特別支援学校バリアフリー整備費	16,146
		特別支援学校バリアフリー整備費(県単)	47,198
		特別支援学校環境整備費	48,341
		林道施設災害復旧事業助成費	109,893
		計	41,066,892
第11款	災害復旧費		
	第1項	農林水産施設 災害復旧費	
		計	
	合		

第3表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	問	限	度	額	説	明
	漁場環境保全創造工事調査委託契約	平成30年度			108,000千円			
	県営水産生産基盤整備事業工事請負契約	平成30年度			20,000千円			
	県営水産物供給基盤機能保全事業工事請負契約	平成30年度			272,000千円			
	市町村営漁港施設機能強化事業補助金交付決定	平成30年度			104,000千円			
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金交付決定	平成30年度			27,000千円			
	復旧治山事業工事請負契約	平成30年度			93,000千円			
	緊急予防治山事業工事請負契約	平成30年度			120,000千円			
	防災林造成事業工事請負契約	平成30年度			115,000千円			
	地すべり防止事業工事請負契約	平成30年度			170,000千円			
	防災林造成工事調査委託契約	平成30年度			25,000千円			
	地すべり防止工事調査委託契約	平成30年度			4,000千円			

県営湛水防除事業工事請負契約	平成30年度	290,000千円
県営地すべり対策事業工事請負契約	平成30年度	140,000千円
県営ため池等整備事業工事請負契約	平成30年度	30,000千円
道路改築工事請負契約	平成30年度	160,000千円
建設関係災害復旧工事請負契約	平成30年度	400,000千円
港湾改修工事請負契約	平成30年度	500,000千円

起債の目的		補		正		前		正		後				
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	10,321,000	13,314,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	13,314,000	補正前に同じ	13,314,000						
河川事業費	8,909,000	12,808,000												
海岸事業費	600,000	614,000												
砂防事業費	6,236,000	9,360,000												
公園事業費	608,000	674,000												
公営住宅建設事業費	339,000	368,000												
港湾事業費	5,236,000	5,733,000												
漁港事業費	430,000	467,000												
林道事業費	668,000	718,000												
治山事業費	4,046,000	4,410,000												
農地事業費	10,942,000	16,893,000												

災害復旧事業費	7,270,000				7,670,000		
学校教育施設等整備事業費	2,660,000				3,316,000		
地方道路等整備事業費	17,972,000				21,061,000		
行政改革推進債	9,237,000				9,537,000		
合 計	288,323,000				309,792,000		

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リップス
所在地 長岡市川崎町字野口1436番5 外
設置者 高野不動産株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻等の変更）に関する届出
公告日 平成29年10月3日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成30年3月2日から平成30年4月2日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リップス旭岡25街区
所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区
設置者 高野不動産株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設及び廃棄物等保管施設の位置等の変更）に関する届出
公告日 平成29年10月17日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成30年3月2日から平成30年4月2日まで

平成30年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米山 隆一

1 等級別実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、切削工具研削（超硬刃物研磨に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(イ) 在校生以外

- ① 35歳以上の者（平成30年4月1日現在）
17,000円（ただし、婦人子供服製造については14,100円）
- ② 35歳未満の者（平成30年4月1日現在）
8,000円（ただし、婦人子供服製造については5,100円）

(ロ) 在校生

- ① 35歳以上の者（平成30年4月1日現在）
11,300円（ただし、婦人子供服製造については9,400円）
- ② 35歳未満の者（平成30年4月1日現在）
2,900円

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ 実施期日

平成30年6月5日（火）から平成30年9月9日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成30年5月29日（火）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(7) 平成30年7月15日(日)に実施する職種

3級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(4) 平成30年8月19日(日)に実施する職種

1級及び2級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工及び塗装

(9) 平成30年8月26日(日)に実施する職種

1級及び2級

粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(5) 平成30年9月2日(日)に実施する職種

a 1級及び2級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、酒造、ブロック建築、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

b 単一等級

路面標示施工

ウ 実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(7) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鑑西1丁目11番2号

(4) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番2

(9) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉3丁目1番1号

(5) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 手数料

エ 本人確認書類

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、3級に係るものについては平成30年8月31日（金）、その他の等級については平成30年9月28日（金）付けの新潟県報でそれぞれ公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については新潟県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

平成30年度技能検定（随時3級、基礎級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 等級別実施職種

(1) 随時3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

17,000円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

イ 実施期日

実技試験は、平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができる。

ウ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

エ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

3級、基礎級の技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

本公告の3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、構内環境整備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 構内環境整備業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の構内環境整備業務を、平成26年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

平成30年3月15日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日（月）午前11時30分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新

潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、汚水処理設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 業務の件名及び数量

新潟県立中央病院 汚水処理設備保守点検業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）により浄化槽保守点検業を営もうとする区域を上越市若しくは旧上越市として新潟県知事の登録を受けていること。
- (7) 当該業務において、点検可能な浄化槽管理技術者を業務に配置できること。
- (8) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限
平成30年3月15日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成30年3月26日（月）午後2時00分
新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

- ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

- イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電話交換業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立中央病院 電話交換業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 200床以上の病床数を有する病院の電話交換業務を、平成26年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

平成30年3月15日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月26日（月）午後3時30分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、契約希望金額を契約月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額を契約月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

① 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般撮影装置等一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

一般撮影装置等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年5月31日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成30年3月9日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月16日(金)午後1時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、無影灯等一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

無影灯等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年5月31日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年3月9日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月16日(金)午後2時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を

作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、高圧蒸気滅菌器等一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高圧蒸気滅菌器等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年5月31日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年3月9日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月16日(金)午後3時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、カプセル内視鏡システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年3月2日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

カプセル内視鏡システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年3月12日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月2日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示及び追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 出向 職員としての身分を中断することなく、任命権者を異にする他の機関の職へ異動させることをいう。</u>	
<u>(5)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(12)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(13)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
(辞令書)	(辞令書)
第17条 第3条第3号から <u>第21号</u> までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から <u>第8号</u> までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。	第17条 第3条第3号から <u>第20号</u> までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から <u>第7号</u> までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。
(別記様式)	(別記様式)
辞令書	辞令書
(略)	(略)
辞令書記入要領	辞令書記入要領
I (氏名) 欄の記入	I (氏名) 欄の記入
規程第3条第3号から <u>第21号</u> までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。	規程第3条第3号から <u>第20号</u> までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。
II (略)	II (略)

<p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 出向 ○○へ出向を命ずる</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第20号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>IV (略)</p>
---	---